

令和6年度 地域防災拠点 災害時の飲料水確保訓練のお願い

水道局では、災害時の飲料水確保について市民の皆様と協働で訓練を行っています。災害用地下給水タンクの開設方法や備蓄の重要性をご説明いたしますので、地域防災拠点の訓練の際に、飲料水確保訓練の実施についてもお話しを願います。

1 訓練内容

(1) 実技編

災害用地下給水タンクは、災害時に地域の皆さんに開設していただく設備です。訓練では、機材の保管場所や組み立て方法をご説明します。

対 象：災害用地下給水タンクが設置されている地域防災拠点

浦島丘中学校	栗田谷中学校	大口台小学校
三ツ沢小学校	羽沢小学校	六角橋中学校
松本中学校	中丸小学校	(神大寺中央公園)

所要時間：30 分程度

(2) 講座編

災害時にどのくらいの飲料水が必要なのか、どこへ行けば飲料水が確保できるのか、パネル等を使用して説明します。

対 象：地下給水タンクが設置されていない地域防災拠点

所要時間：15 分程度

2 申込方法・問い合わせ先

(1) 申込方法

「災害時の飲料水の確保訓練依頼書」に必要事項をご記入のうえ、地域防災拠点参加経路でFAXにてお申込みください。

(2) 問合せ先

水道局鶴見水道事務所 事務係
電 話：045-521-2321
FAX：045-504-4927



横浜市水道局 鶴見水道事務所 あて
(FAX 045-504-4927)

令和 年 月 日

災害時の飲料水確保訓練依頼書

次のとおり、水道局による訓練を依頼します。

拠 点 名：_____

運営委員会委員長：_____

区 役 所 参 与：_____

実施日	令和 年 月 日 ()
時間	午前・午後 時 分 ～ 時 分 (水道局の訓練時間 午前・午後 時 分 ～ 時 分)

希望する訓練にチェックを入れてください

☐	1 実技編
☐	2 講座編

通信欄（ご要望等があればご記入願います）

※複数の地域防災拠点訓練の日程が重なった場合等には、ご希望に添えない場合がございますので、あらかじめご了承ください。

男女共同参画の視点を取り入れた防災研修への参加について（依頼）

「横浜市防災計画」においては、地域防災拠点運営への女性の参画等により、多様な意見を反映するとともに、性別を問わず安全に、安心して設備・支援を利用できる工夫を行うよう、定められています。これを踏まえ、市内すべての地域防災拠点を対象に、男女共同参画の視点を取り入れた防災研修を開催いたしますので、ぜひご参加ください。

1 研修内容

（1）研修のねらい

- ア 男女共同参画の視点を取り入れた地域防災拠点運営の必要性の理解を促進します。
- イ 横浜市内約450か所の地域防災拠点の運営委員長等を対象とした研修を通じて横浜市全体に男女共同参画の視点の重要性の理解を広げていきます。

（2）研修概要

- ア 定員：各回150人（年3回、同内容で実施）
- イ 参加費：無料
- ウ 研修カリキュラム（質疑応答含め2時間程度）
 - 講義：避難所運営にいかす男女共同参画の視点とは（仮題）※
 - 事例報告：女性の参画がいきた地域防災訓練のヒント（仮題）

※災害関連死を防ぎ、すべての住民の安全と健康を守るために、避難生活での助け合いをどのように進めて行くか、内閣府の避難所運営ガイドラインの策定委員でもある講師からお話を聞くことができます。

【日程】

日程	時間	会場
令和6年10月9日（水）	10時	男女共同参画センター横浜（戸塚区）
令和6年11月12日（火）	～12時	男女共同参画センター横浜北（青葉区）
令和7年1月25日（土）		関内ホール小ホール（中区）

2 依頼事項

- （1）各拠点の運営委員長におかれましては、ぜひご参加をご検討ください。

※原則として委員長が対象ですが、御都合がつかない場合などは、副委員長等、中心的に運営に携わっている方がご出席ください。各拠点委員長に加えて1名、計2名まで参加可能です。

(2) 別紙「男女共同参画の視点を取り入れた防災研修受講申込書受講申込書」を御確認いただき、FAX又は二次元コードでお申し込みください。

(3) 申込期間は5月7日（火）から7月31日（水）までです。

【参考】横浜市防災計画（抜粋）

第2章 災害対策の基本

第1節 対策の基本

○ 地域には、性別及び性自認、年齢、障害、健康状態、国籍等、様々な個性や背景を持つ人が居住している。また、災害時において、被災者の状況や必要とする支援は、一人ひとり異なるあらゆる主体は、災害対策において、犯罪や暴力、差別、不平等な取扱い等が生じることのないよう人権尊重を基調として取り組むとともに、多様な視点・意見・ニーズの反映がなされるよう、地域活動や避難所運営への女性等の参画等の取組を進める

第6章 災害に強い人づくり及び地域づくり

第1節 自助及び共助の基本

3 多様な主体の参画促進及び相互協力

○ 市民、地域及び事業者は、災害時における個々のニーズ（性別、配慮事項等）の違いに配慮した研修・訓練の実施、若年者の参加促進による地域防災の担い手育成、女性の防災リーダーの育成、地域防災拠点運営委員会への女性の参画促進等に努める

第8章 避難

第4節 指定避難所（地域防災拠点）

○ 避難所運営にあたっては、主に次の事項に留意する。その他、状況に応じて、必要な配慮を行う。

ア 多様な意見の反映（運営側への女性の参画等）

イ 避難者への暴力等を防ぐための防犯の強化（地域防災拠点における照明配置の工夫、女性も含めた班編成による巡回の実施など）

ウ プライバシーへの配慮（着替え、下着等の洗濯等）、物資配布時の配慮（女性用物資の女性による配布、必要な人が必要な支給物品（衣服、下着、女性用物資）を受け取れる配慮等）

エ 性別を問わず設備・支援を安全・安心に利用できる工夫（男女別設備・スペースに加えた多機能トイレの活用・個室の更衣スペース等の設置、設置場所、経路及び照明の工夫 等）

オ 妊産婦への配慮（休息・授乳スペースの確保、健康管理、栄養相談、保健指導、分娩・診察に対応できるよう医療機関等の情報提供、必要な物資等の配布、妊娠早期の者への配慮等）

担 当 政策経営局男女共同参画推進課

佐藤・赤間

電 話 045-671-2017

Eメール ss-danjo@city.yokohama.jp

男女共同参画の視点を取り入れた防災研修 受講申込書

地域防災拠点名 : 区

運営委員長名 :

電話番号 :

■令和6年度「男女共同参画の視点を取り入れた防災研修」に以下の通り申し込みます。
※2名まで参加可能です。原則として委員長には御参加いただきたいと思います。御都合がつかない場合などは、副委員長等、中心的に運営に携わっている方がご出席ください。

氏 名	ご住所	連絡がしやすい 電話番号	受講希望日程	
			第一希望	第二希望
フリガナ:	〒		☐ 第1回 ☐ 第2回 ☐ 第3回	☐ 第1回 ☐ 第2回 ☐ 第3回
フリガナ:	〒		☐ 第1回 ☐ 第2回 ☐ 第3回	☐ 第1回 ☐ 第2回 ☐ 第3回

- ・日程調整の都合上、受講可能日はできるだけ第二希望までご記載ください。
- ・受講決定のご案内は、8月中にお知らせする予定です。
- ・提供された個人情報は、今回の事業実施のみに利用し、その他の目的で利用することはありません。

■実施日時と会場

実施日時	第1回 10月9日(水)10:00~12:00	第2回 11月12日(火)10:00~12:00	第3回 1月25日(土)10:00~12:00
会 場	男女共同参画センター横浜 (戸塚区上倉田町 435-1) JR/市営地下鉄戸塚駅より 徒歩 5 分	男女共同参画センター横浜北 (青葉区あざみ野南 1-17-3) 東 急田園都市線/市営地下鉄 あざみ野駅より徒歩 7 分	関内ホール (中区住吉町 4-42-1) JR/市営地下鉄関内駅より 徒歩 6 分

申し込み先 : 5月7日(火)より受付
FAXで事務局(865-4671)に送信してください。
又は右の二次元コードでも申し込み可能です。
7月31日(水)までにお申込みください。



■研修全般に関するお問い合わせ

事務局 : 男女共同参画センター横浜
白藤・齋藤・鯨岡
電話 : 862-5052

■主催

政策経営局男女共同参画推進課 佐藤・赤間
電話 : 671-2017
Eメール : ss-danjo@city.yokohama.jp

男女共同参画の視点を取り入れた防災研修 ～地域防災拠点の安心づくりに女性の力を

これまでの災害で、地域防災拠点運営に男女共同参画の視点が不足していることが大きな課題となっており、直近の能登半島地震でも改めて課題が浮き彫りになりました。そこで、市内全ての地域防災拠点を対象に、男女共同参画の視点の重要性や地域での取組に活かせるヒントをお伝えする研修を開催します。ぜひご参加ください。

※各回の内容は同じですので、いずれかにご参加ください。



参加費無料

10月9日（水）

10：00～12：00

会場：

男女共同参画センター横浜
戸塚区上倉田町435-1
JR・市営地下鉄戸塚駅徒歩5分

11月12日（火）

10：00～12：00

会場：

男女共同参画センター横浜北
青葉区あざみ野南1-17-3
東急田園都市線・市営地下鉄
あざみ野駅徒歩7分

2025年1月25日（土）

10：00～12：00

会場：

関内ホール（小ホール）
中区住吉町4-42-1
JR・市営地下鉄関内駅
徒歩6分

カリキュラム

■講義

「避難所運営にいかす男女共同参画の視点とは」（仮題）

講師：浅野幸子

（早稲田大学地域社会と危機管理研究所）

■地域からの報告

「女性の参画がいきた地域防災～運営や訓練の事例」（仮題）

■質疑応答

対 象：地域防災拠点の運営委員長等

申込方法：

「男女共同参画の視点を取り入れた防災研修」

受講申込書に必要事項を記入の上、FAX送信または
二次元コードにてお申し込みください。

受講決定のご案内は、8月中に受講者宛に郵送します。

受付期間：5月7日（火）～7月31日（水）

※定員：各回150人

問合せ先：男女共同参画センター横浜

地域防災研修事務局

電話：045-862-5052

主催：横浜市 政策経営局男女共同参画推進課

企画実施：（公財）横浜市男女共同参画推進協会

令和6年5月9日

地域防災拠点運営委員長

セイフティーネットプロジェクト横浜

地域防災拠点訓練における出前講座の実施について

日頃から、災害時にも安心して生活ができるための支援にご尽力いただきありがとうございます。

災害時に障害者とのコミュニケーション等に役立てていただきたくために、令和5年度に各地域防災拠点に対して、コミュニケーションボード等のセットの再配布を行いました。災害用コミュニケーションボードは、横浜市内にある障害者団体や、親の会、障害者作業所や活動ホームの連絡会、そして社会福祉協議会、横浜市役所関係部署で組織する「セイフティーネットプロジェクト横浜」というグループで、企画し、作成したものです。

令和6年度も「セイフティーネットプロジェクト横浜」において次のとおり出前講座の実施が可能ですので、是非お声掛けください。

1 出前講座の内容

障害のある方やご家族、支援者のグループが地域に出向き、障害のある方への理解促進や防災拠点で気にかけてほしい点等をご説明します。

2 相談・申込み先

横浜市社会福祉協議会・障害者支援センター

TEL:045-681-1211 / Fax:045-680-1550

3 その他

出前講座の実施にあたり、実施予定日のおよそ2か月前に事前にご相談ください。また他のイベント等と重なってしまっている場合等には、実施ができないことがあります。

参考：令和5年度に再配布した災害用コミュニケーション等

＜内容＞ クリアーボックス(A4 幅3センチ程度)に入れて配布。

- ・説明文書(趣旨書):1
- ・コミュニケーションボード:3
- ・啓発チラシ:3
- ・文字盤:3
- ・バンダナ:緑色3、黄色3



＜問合せ先＞

横浜市社会福祉協議会・障害者支援センター

TEL:045-681-1211/Fax:045-680-1550

横浜市健康福祉局障害施策推進課

TEL:045-671-3598/Fax:045-671-3566

災害時に役立ちます！

障害のある方、そして地域の誰もが、安心して暮らしていくために
地域の中で、セイフティーネットをつくり支えていきたい。

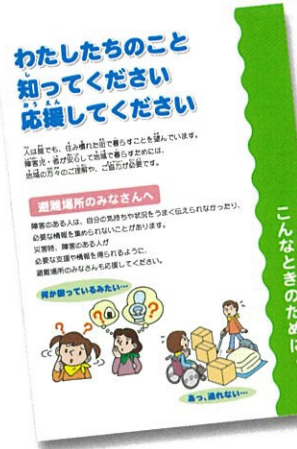
地域で伝える！ みんなに伝える！
S-net横浜
セイフティーネットプロジェクト横浜



つかう

自閉症や知的障害のある方の中には、わかりやすい絵記号や写真を用いることで、コミュニケーションがスムーズになる人もいます。
コミュニケーションボードは、障害のある方と周囲の方たちとの間をつなぐ話し言葉に代わるものの一つです。
日常だけでなく災害時にもつかえます！

コミュニケーションボード・カード



- イラストは200種類以上！
自由に組み合わせて**オリジナル・コミュニケーションボード**が作れます。
- コンパクトな名刺サイズでつくれる**コミュニケーションカード**はリングでまとめて使えます。
- パソコン・スマートフォン・タブレット端末に**ダウンロード**することもできます。

裏面のホームページアドレス、QRコードでアクセスしてください！



さむい
I feel cold



まいごになった
I am lost



いたい
I feel pain



そうだん
相談したい
I'd like a consultation



すこし待ってください
Please wait for a moment



アレルギー
shrimp allergy

支えあう

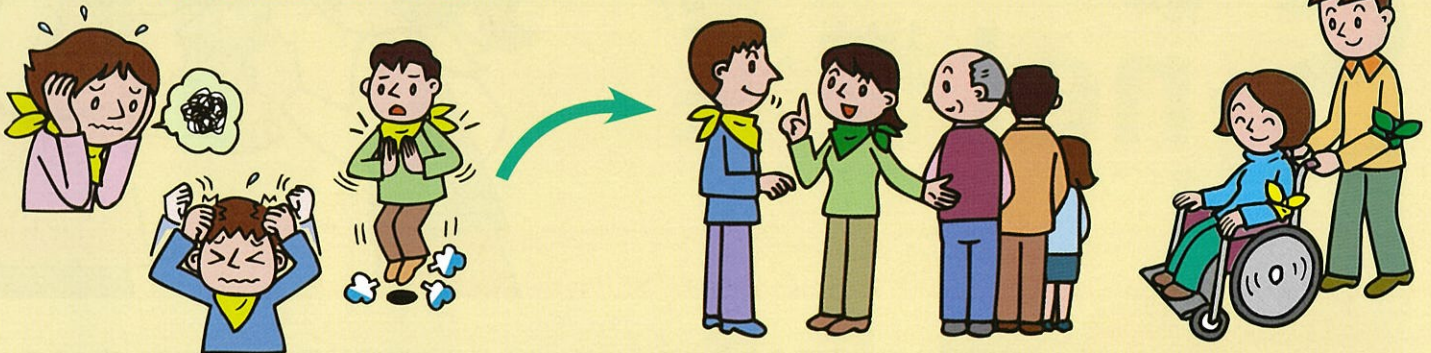
災害時、配慮が必要であることが、わかりにくい障害のある方も必要な支援を受けられるように「配慮が必要」な人は「黄色」、「支援ができる」人は「緑色」のものを身につけようという取り組みを進めています。

配慮が
必要

支援が
できる

★ 市販のバンダナやハンカチで用意してみてもいいでしょうか？

黄色と緑のバンダナ



● 状況の判断がつかず、大きな不安を抱いたりパニックをおこしやすい人、人ごみや大きな声・音・強い光などが苦手な人もいます。

● 具体的にゆっくりと確かめながらお話します。

広がる

障害のある方や家族、支援者が地域へ出向き、障害理解に関するお話をさせていただき出前講座を行っています。

例えば、「知的障害や自閉症のある方への支援―避難場所編―」では、災害時に避難場所等で、自閉症や知的障害のある方への支援のポイント、コミュニケーションボードの使い方等を、伝えています。

あなたの街に伺います！

出前講座



● S-net 横浜 事務局に相談



● 担い手の皆さんと調整



● 出前講座の様子
すでに、のべ100以上の講演が実施されています

S-net 横浜は、障害のある人や、その家族が自分たちのできることから取り組むことを大切に、さまざまな活動をしています。

連絡先： セイフティーネットプロジェクト横浜 事務局

(福) 横浜市社会福祉協議会 障害者支援センター

〒231-8482 横浜市中区桜木町1-1 横浜市健康福祉総合センター9階

TEL: 045-681-1211 FAX: 045-680-1550

<http://www.yokohamashakyo.jp/siencenter/safetynet/safetynet.html>

発行： 2020年3月



地域防災拠点のみなさまへ

出前講座をご活用ください

2023年5月

セイフティーネットプロジェクト横浜では、障害のある人やご家族、支援者のグループが地域へ出向き、障害理解に関するお話をさせていただく活動（出前講座 ※裏面参照）を行っています。障害のある方が地域で安心して暮らしていくためには、みなさまのご理解、ご協力が必要です。各地域防災拠点での訓練や運営委員のみなさまの会合など、さまざまな場面での活用を、ご検討くださいますようお願い申し上げます。ぜひご相談ください。

<申し込み・問い合わせ先>

※実施日の2か月までに下記までご相談ください。

なお、日程や内容により、ご希望に添えない場合があります。ご了承ください。

■セイフティーネットプロジェクト横浜 事務局

横浜市社会福祉協議会 障害者支援センター

電 話 045 - 681 - 1211 FAX 045 - 680 - 1550

ホームページ

URL <https://safetynet-yokohama.jp>

二次元コード



ー セイフティーネットプロジェクト横浜ー

2005年に発足し、障害のある人が地域で安心して暮らしていくために、障害についてご理解いただくためのさまざまな活動をすすめている。市内15の団体・機関で構成されているプロジェクトで、障害者や家族が自分たちのできることから活動していくことを大切にしている。

【構成団体】

横浜市身体障害者団体連合会、横浜市の障害者施策を考える連絡会、横浜市中心身障害児者を守る会連盟、横浜障害児を守る連絡協議会、横浜市自閉症協会、横浜市精神障害者家族連合会、横浜知的障害関連施設協議会、横浜市障害者地域活動ホーム連絡会、横浜市障害者地域作業所連絡会、横浜市グループホーム連絡会、P&A 研究会カナガワ、横浜市精神障害者地域生活支援連合会、障害者自立生活アシスタント連絡会、横浜市、横浜市・区社会福祉協議会

出前講座とは…

障害のある人や家族、支援者が、地域の方たちと顔見知りになるために、地域の会合に出向いて、自分たちのことを伝えていく活動。

例えば「知的障害や自閉症のある方への支援
-避難場所編-」では、災害時に避難場所等で、
自閉症や知的障害のある人への支援のポイント、
コミュニケーションボードの使い方等を、
紙芝居を使って伝えています。

災害用コミュニケーションボードと
啓発パンフレット

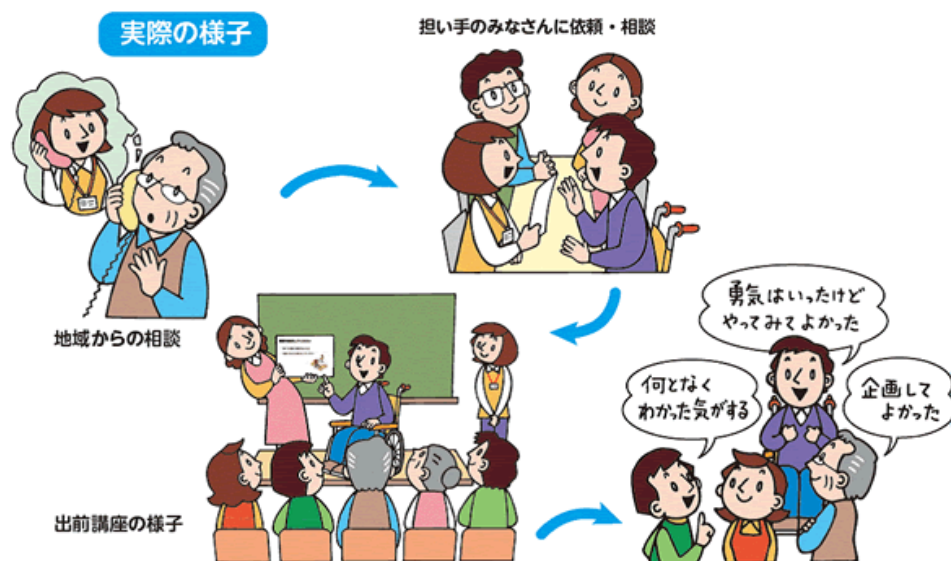
(H19 年度作成・H30 年度改訂)



この他にも、

- ・ 障害のある人の感じ方や気持ちを理解してもらう体験
- ・ 障害のある人や家族が日頃の思いを発表

など、さまざまな障害理解に関するお話をしています。



防災・耐震 ベッド シェルター

地震による
倒壊から
身を守る!

設置費用の一部を補助します。

※補助を受けるには、必要な条件や手続きがあります(裏面参照)。

※対象となる「防災ベッド」・「耐震シェルター」は別紙を参照してください。

防災ベッド



本体費用について上限
20万円

防災ベッドとは…

大きな地震による住宅の倒壊から身を守り、安心して就寝していただくため、ベッドにフレーム等を設置するものです。

耐震シェルター



本体費用について上限
40万円

耐震シェルターとは…

大きな地震による住宅の倒壊から身を守り、安心して生活していただくため、住宅の一部屋(居間や寝室)にフレーム等を設置することにより安全な空間(一時的な避難場所)を作るものです。

住宅の耐震改修や建て替えよりも費用が安価で、
設置の期間も短くなります。

問合せ・申請書等提出先 横浜市建築局建築防災課

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎25階

☎ 045-671-2930 FAX 045-663-3255

令和6年4月発行

リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

補助を受けるには…

防災ベッドや耐震シェルターを設置する費用の一部について補助を受けるには次の条件をすべて満たす必要があります。

1. 昭和56年5月以前に建てられた2階建て以下の木造住宅
2. 申請者が実際にお住いの住宅
3. 住宅の1階に防災ベッド、耐震シェルターを設置できる住宅
4. 申請者に市税の滞納等がないこと

※今までに防災ベッド、耐震シェルターを設置して横浜市の補助を受けたことがある場合は、新たに補助を受けられない場合がありますので、ご相談ください。

※横浜市の補助を受けて耐震改修済の住宅には設置できません。

※申請者は個人の方（個人事業主を除く）に限ります。

補助を受けるための申請手続きは…

設置業者との契約の前に申請書や住民票等を提出（郵送可）していただき、横浜市からの補助金交付決定通知を受ける必要があります。

1. 補助金交付申請書
2. 同意書（税金の滞納調査のため）
3. 住民票の写し（原本）
4. 家屋課税台帳登録事項証明書※1（物件証明）
または、建物の登記事項証明書※2の原本

※1 お住いの区役所で取得できます。【共有の場合は「家屋共有者氏名表」も併せて必要】

※2 法務局で取得できます。

5. 防災ベッドやシェルターの設置場所の写真
6. 防災ベッドやシェルターの見積書のコピー
7. 住宅所有者の防災ベッド等設置承諾書

（住宅が申請者の自己所有でないか、申請者の他に共有者がいる場合のみ）

8. 本人確認資料（運転免許証、健康保険証などのコピー）

横浜市防災ベッド等設置推進補助事業
補助対象製品リスト

令和6年4月版

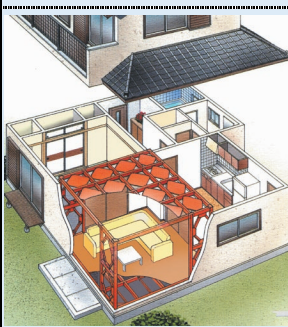
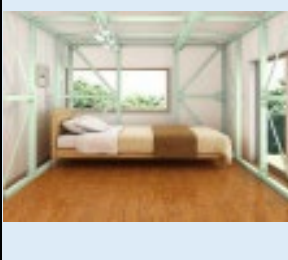
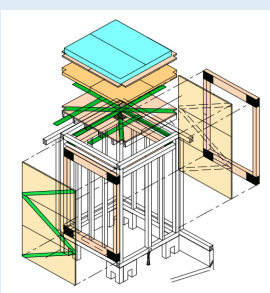
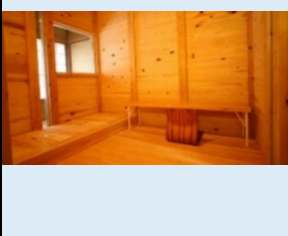
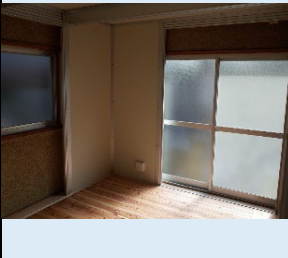
別紙

〇〇ベッド ××株式会社  TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 URL 本体費用：〇〇万円 〇〇が特徴の防災ベッドです。 〇日程度で設置可能です。 ※各欄に記載の金額は目安です。 詳細は各メーカーに直接お問合せください。	防災ベッド標準型BB-002 株式会社ニッケン鋼業  TEL 0544-58-8336 URL https://www.ns-kougyo.co.jp/ 本体費用：40万円(税別) アーチ状のフレームが特徴の防災ベッドです。 2時間程度で設置可能です。
介護用防災フレーム 株式会社ニッケン鋼業  TEL 0544-58-8336 URL https://www.ns-kougyo.co.jp/ 本体費用：45万円(税別) 介護ベッド専用の防災ベッドです。 2時間程度で設置可能です。	安心防災ベッド枠B フジワラ産業株式会社  TEL 06-6586-3388 URL www.fj-l.co.jp 本体費用：38万円(税抜) 耐荷重：16t 搬入設置費、消費税等は別途 ・鋼鉄製のフレームで寝ている人の身を家屋の倒壊から守る。 ・半日程度で設置可能です。
ウッド・ラック (WOOD-LUCK) 新光産業株式会社  TEL 03-6810-7900 URL www.shinkosangyo-as.com/woodluck/ ●価格の目安：65万円～ (税別) ●ひのきが特徴の防災ベッドです。 ●半日程度で設置可能です。	耐震小型シェルター「構-kamae-」 テーブルタイプ 関西ボラコン株式会社  TEL 0120-013-131 URL ansin-bousai.com 本体費用：29万7千～(税込) (サイズによる) 耐荷重：60.6トン～ 家屋の倒壊時にも、安全な三角スポットを確保できます。
耐震和空間 株式会社ニッケン鋼業  TEL 0544-58-8336 URL https://www.ns-kougyo.co.jp/ ※価格はお問合せください 4方向に開口があり、様々な空間として活用できます。 3時間程度で設置可能です。	減災寝室 有限会社扇光  TEL 0120-57-2535 URL www.senko-jp.com 本体費用：65万円(桧節有・税別) 天然木材で作成したあたたかみのある耐震シェルターです。 1日で設置可能です。
木質耐震シェルター 株式会社一条工務店  TEL 0120-422-231 URL www.ichijo.co.jp/news/shelter/ 本体価格：45万1千円～(税込、施工費込み) 「大地震の発生で建物が倒壊しても、人命だけは守りたい」既存の住まいに手を加えることなく設置可能な耐震シェルター。建物倒壊実験でその安全性を実証しています。2017ジャパンレジリエンスアワード強靱化大賞優秀賞受賞をはじめ、各方面から高い評価を受けています。	レスキュールーム 有限会社ヤマニヤマショウ  TEL 0120-88-2420 URL shelter-rescueroom.com/ 6面体鉄骨造りのシェルターで安心安全/基礎から作るので安心して頂けます。

ベッド の製品は、1台につき補助上限額20万円（世帯の人数分まで申請可能）

シェルター の製品は、1台につき補助上限額40万円（1軒につき1台のみ）

※補助対象となるのは、防災ベッドか耐震シェルターどちらか一方のみです。併用はできません。

鋼耐震 株式会社東武防災建設 シェルター  TEL 048-970-3530 URL www.tobubousai.co.jp 概算工事費6帖330万円(税込) 静岡県・兵庫県の耐震コンペにて優秀賞を受賞した商品です。 セミオーダーで部屋に合わせて制作可能・短工期・引越し不要です。	剛建 有限会社宮田鉄工 シェルター  TEL 0587-37-1569 URL taishin-shelter.co.jp/ 設置費用：46万円（税別） ※床工事、運送費、クロス貼り等は別途かかります ※本体設置は1日で施工できます
シェルキューブR 株式会社デリス建築研究所 シェルター  TEL 0800-100-1113 URL www.delis-archi.co.jp/shell-cube/ 本体費用：160万円（6帖タイプ）部屋に置くだけで安全な場所を確保する床置き型の耐震シェルターです。基礎工事や内装工事の必要がなく1日で設置。実物大の試験により87トンの垂直荷重性能を確認しております。	シェルターユニットバス（UB） J 建築システム株式会社 シェルター  TEL 011-573-7779 URL www.j-kenchiku.co.jp シェルター部材価格：約40万円（浴室1坪の場合、ユニットバス除く、解体・設置工事別途） ユニットバス替工事に併せてお風呂廻りをシェルター化します。大地震時に逃げ込む避難場所を確保し安全安心な暮らしを。
耐震健康シェルター「命守（いのちもり）」 株式会社青ヒバの会ネットワーク シェルター  TEL 03-3491-7847 URL info@aohiba.net 本体及び施工費：150万円（税別） 国産材に包まれた空間 テレワークに便利な個室にも。	つみっくブロックシェルター 株式会社つみっく シェルター  TEL 0852-28-3178 URL www.tsumic.com 設置費用：45万円～ 木製ブロックを組み立て、半日程度で設置可。お部屋に合わせ広さ、開口位置等、自由な設計ができます。施工代理店あり。
パネル式耐震シェルター SUS株式会社 シェルター  TEL 03-5652-2393 URL www.sus.co.jp/ecomis/ サンドイッチパネルで構成し、四方を開口設置出来、人命を守ります。軽量で短工期で施工できます。 6帖 240万円～（税別）	木質耐震シェルター 70K 一般社団法人耐震住宅100パーセント実行委員会 シェルター  TEL 03-6872-5790 URL www.taishin100.or.jp/technology/70k 本体価格：90万円～（税別、4.5畳タイプ）※設置費、運搬費は別途 木質ラーメン構法(SE構法)の技術を用いた耐震シェルター。「家の中につくる避難所」をコンセプトに開発。実大の構造実験と解析により、安全性を検証しています。
まもルーム 株式会社カラフルコンテナ シェルター  TEL 0587-51-1236 URL www.colofulcontainer.com 海上輸送用コンテナの強度の特徴を生かした組立式シェルターだから大開口の間口が取れる。 組立時間は半日～。税別本体費：6帖 88万円 8帖:100万円	

神 総 第 229 号
令和 6 年 5 月 21 日

地域防災拠点運営委員長 各位

神奈川区総務課長
宍戸 史織

令和 6 年度地域防災拠点運営研修のご案内（依頼）

新緑の候、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日ごろから、横浜市政の推進に御理解・御協力をいただきありがとうございます。

さて、今年度も、地域防災拠点運営委員の方を対象とした研修を実施します。別添の案内資料をご参照のうえ、ご参加くださいますようお願いいたします。

1 研修のご案内

(1) 令和 6 年度地域防災拠点運営研修 集合研修

※「集合研修」については、地域防災拠点運営委員会ごとに 2 名まで参加可能です。

(2) 令和 6 年度地域防災拠点運営研修 自宅学習編

※「自宅学習編」は、「集合研修」の受講が難しい方向けにご案内しているものになりますが、集合研修への参加・不参加にかかわらず、お申込み不要でどなたでも受講できます。

2 添付資料

案内資料（集合研修・自宅学習編）

神奈川区総務課 担当：木和田、西山 電話：045-411-7004 F A X：045-324-5904

令和6年度 地域防災拠点運営研修 集合研修のご案内

地震時の避難所である地域防災拠点は、拠点運営委員や避難者、学校、行政の相互協力により運営されます。本研修を受講し、地域防災拠点の具体的な運営方法について学びましょう。

1 研修対象者

地域防災拠点運営委員の方が受講できます。

地域防災拠点運営委員会ごとに、2名まで申し込み可能です。

2 研修内容

(1) 研修カリキュラム ※ 途中休憩あり

導入	「地域防災拠点について」	
第1部	【講話】 「避難所運営は開設時がポイント」 講師：和泉 禮子 氏 (旭区東希望が丘小学校地域防災拠点運営委員長)	地域防災拠点運営委員長の方にご登壇いただき、『避難所開設』や『開設から運営への移行』のポイントについてお話しいただきます。
第2部	【グループワーク】 「避難所運営の模擬体験をしよう」	図上訓練を通して、地域防災拠点で起きている出来事に対し、どのように対応するか体験します。

(2) 開催日時・場所 ※ 第1～3回いずれも同じ内容です。ご都合の良い日を選んでお申し込みください。

	日程	時間	場所	定員
第1回	8月24日(土)	9:30～12:30	青葉公会堂	約60名
第2回	9月7日(土)	9:30～12:30	中区役所	約60名
第3回	9月28日(土)	9:30～12:30	栄区役所	約60名

3 お申し込み方法

「横浜市電子申請・届出システム」によりお申し込みください。

「二次元コード」または「インターネット検索」によりアクセスいただき、所属する地域防災拠点名や受講希望日(第3希望まで選択可能)、メールアドレス等の必要事項を入力の上、お申し込みをお願いいたします。

【二次元コード】



【インターネット検索】

横浜市 地域防災拠点運営研修 検索

インターネット検索で、「地域防災拠点運営研修」のウェブサイトアクセスいただき、お申し込みください。

申込期限：令和6年7月23日(火)まで

※ 先着順ではありませんので、注意事項や入力内容をよくご確認の上、お申し込みください。

※ 申込多数の場合は、第2、第3希望日とさせていただくか、抽選とさせていただきます。

※ お申込の重複にご注意ください。また、お申込み完了後は、システムの都合上、申込内容の変更・取り消しができません。お申し込み内容の変更・取り消し等をご希望の場合は、以下「5 お問い合わせ先」の担当までご相談ください。

※ 「横浜市電子申請・届出システム」によるお申し込みが難しい場合には、次ページの「5 お問い合わせ先」までご相談ください。

4 申込者への受講決定連絡

8 月初め頃、総務局地域防災課より、受講日時、会場、当日の持ち物等を記載した「受講決定メール」をお送りします。

「受講決定メール」の受信をもって、本研修の受講が確定します。

お申込み時のメールアドレスが誤っていると、「受講決定メール」をお送りすることができません。
お申し込みの際には、必ず正しいメールアドレスを入力していただきますようお願いします。

※ ドメイン「@city.yokohama.jp」の受信が可能なアドレスでお申込みください。

※ 抽選に外れてしまった方に対しても、別途メールでご連絡します。

5 お問い合わせ先

横浜市総務局地域防災課（森崎、福田）

電話番号：045-671-2011

6 その他

当日午前7時の時点で「警報」または「特別警報」が横浜市域に発令されている場合は、本研修は中止とします。警報等の発令状況については、「横浜市防災情報ポータル」にてご確認ください。

【横浜市防災情報ポータル】

二次元コードまたはインターネット検索によりアクセスしてください



横浜市防災情報ポータル

検索

令和6年度 地域防災拠点運営研修 自宅学習編のご案内

『地域防災拠点運営研修（集合研修）』の受講が難しい方や、予定が合わず参加できなかった方などは、是非、自宅学習編の受講をご検討ください。

1 研修対象者

どなたでも受講できます。お申し込みも不要です。

2 受講方法

「よこはま防災 e-パーク」で受講をお願いします。

「よこはま防災 e-パーク」は、時間や場所にとらわれることなく、動画等により身近に防災を学べるウェブサイトです。

具体的な受講手順は、別紙「自宅学習編 受講手順」をご覧ください。

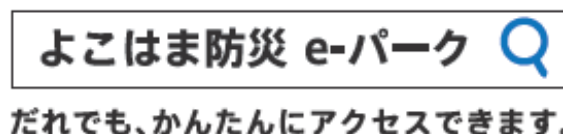
「よこはま防災 e-パーク」へは、以下の「二次元コード」または「インターネット検索」によりアクセスしてください。



【二次元コード】



【インターネット検索】



3 受講可能期間

いつでも受講できます。（ウェブサイトのメンテナンス時等の場合を除く。）

4 お問い合わせ先

横浜市総務局地域防災課（森崎、福田）

電話番号：045-671-2011

別紙

自宅学習編 受講手順

- ① トップページ画面右下の「WEB 研修」をクリックします。



- ② 「登録せずに自由閲覧」、または「ログインして受講」が可能です。
なお、修了証を発行するためには「ログイン」のうえ受講していただく必要があります。
はじめてご利用の方は、「新規登録」ボタンから登録をしてください。

登録なしで自由に閲覧する方

コース内にある動画や確認テストの中から気になるコンテンツを自由に学ぶことができます。

※受講状況の確認（学習履歴の保存）や修了証を発行することは出来ません。利用登録をしないで、閲覧される方は「自由閲覧」をクリックしてください。

[自由閲覧](#)

ログイン

ニックネーム

パスワード

ニックネーム、パスワードが不明になった方は再度新規登録をしてください。

[ログイン](#)

はじめてご利用の方

よこはま防災e-パークに利用登録いただくことで、受講状況の確認（学習履歴の一時保存）や修了証の発行ができます。

[新規登録](#)

「新規登録」をする場合は、以下の画面で必要事項を入力の上、登録をお願いします。

新規登録

よこはま防災e-パークに利用登録いただくことで、受講状況の確認（学習履歴の一時保存）や修了証の発行ができます。利用規約をお読みの上でご登録ください。

※ニックネーム（ID）とパスワードは必ずお手元にお控えください。
※ID/パスワードを忘れた場合は、再度新規登録を行ってください。
※修了証の発行には登録が必須です。（団体で発行する場合は代表者の登録）

ニックネーム

他の利用者と同一お名前（ID）は使えません

パスワード

パスワードは英数小文字混合8文字以上で設定してください。

パスワード（確認用）

確認のためもう一度パスワードをご入力ください。

お住まいの区



[登録する](#)

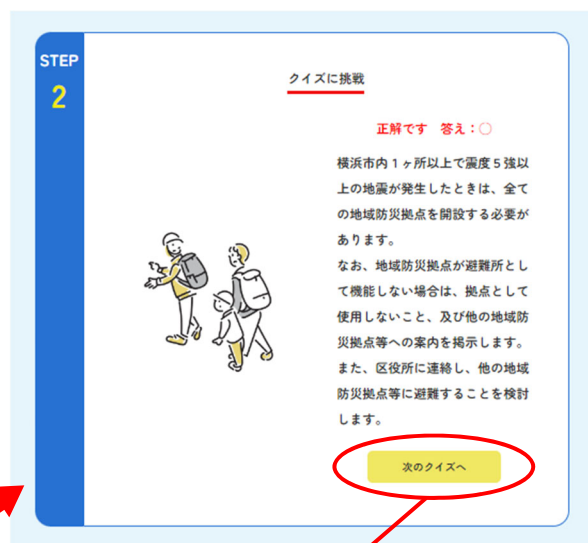
- ③ 「WEB 研修」のページにアクセスし、「地域防災拠点運営研修」をクリックします。



- ④ 「地域防災拠点の運営について」をクリックします。

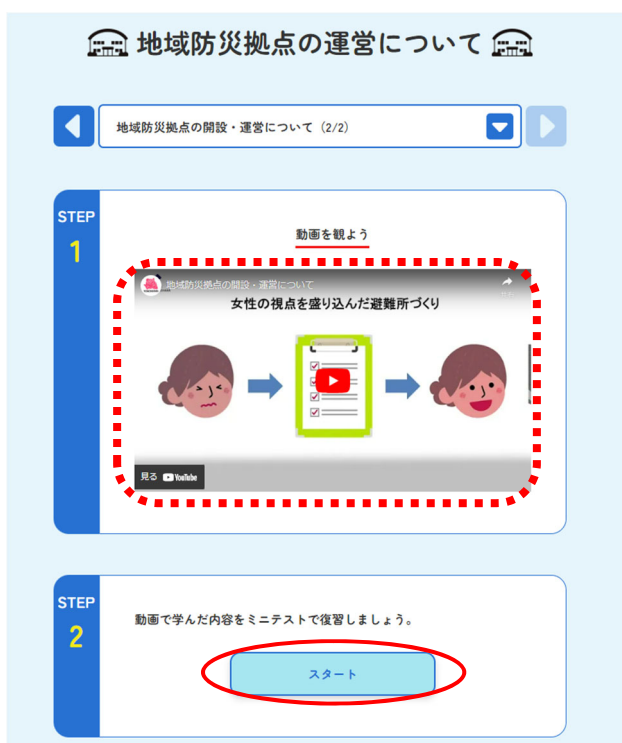


- ⑤ 動画『「地域防災拠点」開設・運営マニュアル（1/2）』を閲覧します。
閲覧が完了したら、STEP2のミニテストを実施しましょう。



クイズは全部で3問出題され、最後のクイズまで回答し、「次のクイズへ」ボタンを押すと、次の動画へ進みます。

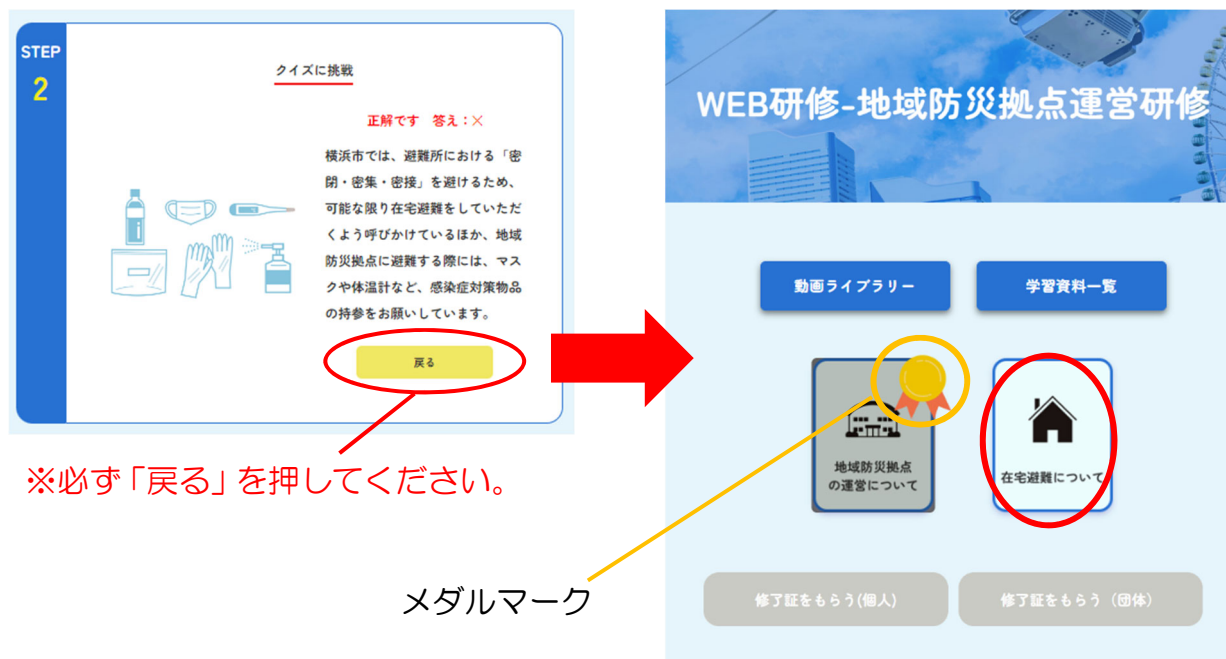
- ⑥ 『地域防災拠点の開設・運営について（2/2）』が表示されます。
なお、動画上部の▼マークをクリックしても、動画は切り替え可能です。
⑤同様、2つ目の動画『地域防災拠点の開設・運営について（2/2）』を閲覧し、STEP2のミニテストを実施しましょう。



ここをクリックして、
動画を切り替えることができます。



- ⑦ 最後のクイズまで回答し、「戻る」ボタンを押すと、④の画面に戻ります。
(受講が完了すると、右の図のようにメダルマークが付きます。)
続いて、「在宅避難について」をクリックします。



- ⑧ 動画『在宅避難について』を閲覧します。
閲覧が完了したら、STEP 2のミニテストを実施しましょう。



⑨ 全ての動画の閲覧、ミニテストの回答が完了すると、以下画像のように、両方にメダルマークが付き、修了証の発行が可能となります。個人で修了証を発行する場合は、「修了証をもらう（個人）」を、団体でまとめて発行する場合は「修了証をもらう（団体）」を選択し、修了証を発行してください。

（１）個人で修了証を発行する場合



「修了証をもらう（個人）」を押します。

自分の名前を入力して、修了証をもらう

行政区 ▼

団体名

名前

行政区、団体名、名前を入力し、「修了証をもらう」を押します。



修了証が発行されますので、ダウンロード、または印刷してご活用ください。

(2) 団体で修了証を発行する場合

【※注意】

「修了証をもらう（団体）」における団体名は、システムの都合上、9文字以上の入力できません。

9字以上の団体名を入力したい場合は、「修了証をもらう（個人）」から、修了証の発行をお願いします。



行政区 ▼

団体名

一人ずつ発行したい場合はこちらに入力してください
※行政区・団体名は必須事項になります

名前1	横浜 太郎	名前11	
名前2	横浜 花子	名前12	
名前3		名前13	
名前4		名前14	
名前5		名前15	
名前6		名前16	
名前7		名前17	
名前8		名前18	
名前9		名前19	
名前10		名前20	



「団体名で修了証を発行」は、行政区、団体名のみ記載された修了証が発行できます。



「修了証をもらう」では、名前を入力した複数の受講者の修了証を、まとめて発行できます。

神 総 第 229 号
令和6年5月21日

地域防災拠点運営委員長 各位

神奈川県総務課長
穴戸 史織

地域防災拠点における備蓄品の有効活用等について（依頼）

新緑の候 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日ごろから、横浜市政の推進にご理解・ご協力をいただきありがとうございます。

令和6年度においても、備蓄食料の有効活用を行いますので、次のとおりご協力をお願いいたします。

1 有効活用及び数量の報告

地域防災拠点（以下「拠点」という。）に備蓄している食料のうち、今年度更新を迎える食料については、拠点訓練において配布するなど有効活用をお願いします。

2 有効活用可能な備蓄食料及び数量の一覧

品目	配布可能箱数	製造年度 (ラベル色)	賞味期限
水缶詰	17 箱 (24 本/箱)	平成 30(2018)年度 (黄色ラベル)	令和 7 (2025)年 7 月 31 日
保存パン	10 箱 (20 食/1 箱)	令和元(2019)年度 (黒色ラベル)	令和 7 (2025)年 1 月 31 日
おかゆ	4 箱 (20 食/1 箱)	令和元(2019)年度 (黒色ラベル)	令和 7 (2025)年 1 月 31 日
クラッカー	3 箱 (70 食/箱)	令和元(2019)年度 (黒色ラベル)	令和 7 (2025)年 1 月 31 日 又は 令和 7 (2025)年 2 月 28 日
ライスクッキー	1 箱 (20 食/箱)	令和元(2019)年度 (黒色ラベル)	令和 7 (2025)年 1 月 31 日

※発災時に使用できる食料が減ってしまいますので、上記以外の食料は配布しないでください。

3 留意点

- 賞味期限切れのものを訓練等で配布しないよう、必ず期限を確認して配布してください。
- 対象の備蓄食料以外は、訓練等で配布しないでください。
- 年度内に期限が切れる「保存パン」「おかゆ」「クラッカー」「ライスクッキー」を活用する場合は、必ず令和6年（2024）12月までに使い切ってください。
- 誤配布や、備蓄庫に期限の切れた備蓄食料が残ってしまうことを防ぐため、確実に使用する数量のみ報告ください(使用せずに残った備蓄食料の再回収は行いません)。

裏面あり

4 有効活用数量の報告

有効活用予定の食料の数量を、令和6年7月22日(月)までに、「備蓄食料の有効活用数量 報告書」を参与・参与補助者あてにご提出いただきますよう、ご協力をお願いいたします。

なお、回収数量をとりまとめる必要があることから、報告が無い場合は、有効活用をしないものとして処理させていただきます。

5 今年度新たに配備する備蓄品

地域防災拠点での授乳体制を整えるため、新たに液体ミルクを配備するとともに、ミルクの調乳などに活用できるカセットコンロ等を各1セット配備します。

詳細は、別添「令和6年度 備蓄品の更新スケジュール(予定)」のとおりです。

6 その他

令和6年8月～9月に実施する備蓄品の配送・回収において、今年度更新分の備蓄品に加え備蓄庫に残ってしまっている期限切れの備蓄食料も併せて回収する予定です。

そのため、訓練等の際に、更新予定の備蓄食料と併せて、備蓄庫の入口近くなどにまとめて置いていただけますと、回収漏れや誤回収が減りますので、お手数おかけしてしまいますが、ご協力をお願いいたします。

神 奈 川 区 総 務 課 担当：木和田、西山 TEL：045-411-7004 FAX：045-324-5904
--

令和 6 年 月 日

備蓄食料の有効活用数量 報 告 書

令和 6 年度に更新する予定の備蓄食料を拠点訓練等では有効活用します。

1 配布（予定）日

令和 年 月 日

2 訓練等での配布（有効活用）数量

水缶詰	保存パン	おかゆ	クラッカー	ライスクッキー
箱	箱	箱	箱	箱

3 報告者

神奈川区 _____ 地域防災拠点運営委員会

担当： _____

【注意事項】

本調査票は、令和 6 年 7 月 22 日（月）までに、参与・参与補助者へご提出ください。

【別添】令和6年度 備蓄品の更新スケジュール（予定）

品目		7月	8月～9月	～年度末
備蓄食料				
①	水缶詰	有効活用 の報告期限	【配送】 令和6年度（2024年度）製造分（白色ラベル）（24本/箱×17箱） 【回収】 平成30年度（2018年度）製造分（黄色ラベル）（24本/箱×17箱）	拠点訓練等での有効活用は、令和6年度分の備蓄食料が配送された後から開始してください。 (有効活用しない分は、8月～9月に全て回収します。) ※ 有効活用する場合、必ず賞味期限内に使い切ってください。 ※ 有効活用分として報告していただいた数量が余ってしまった場合でも、後からの回収は原則できません。
②	保存パン		【配送】 令和6年度（2024年度）製造分（白色ラベル）（20食/箱×10箱） 【回収】 令和元年度（2019年度）製造分（黒色ラベル）（20食/箱×10箱）	
③	おかゆ		【配送】 令和6年度（2024年度）製造分（白色ラベル）（20食/箱×5箱） 【回収】 令和元年度（2019年度）製造分（黒色ラベル）（20食/箱×5箱）	
④	クラッカー		【配送】 令和6年度（2024年度）製造分（白色ラベル）（70食/箱×2箱） 【回収】 令和元年度（2019年度）製造分（黒色ラベル）（70食/箱×2箱）	
⑤	ライスクッキー		【配送】 令和6年度（2024年度）製造分（白色ラベル）（20食/箱×1箱） 【回収】 令和元年度（2019年度）製造分（黒色ラベル）（20食/箱×1箱）	
⑥	スープ	有効活用不可	【配送】 令和6年度（2024年度）製造分（白色ラベル）（45食/箱×2箱） 【回収】 令和元年度（2019年度）製造分（黒色ラベル）（45食/箱×1箱） 【回収】 令和2年度（2020年度）製造分（緑色ラベル）（45食/箱×2箱）	スープ、粉ミルクについては、一部年内に賞味期限が切れるため、有効活用不可。 (8月～9月に全て回収します。)
⑦	粉ミルク		【配送】 令和6年度（2024年度）製造分（白色ラベル）（20缶/箱×1箱） 【回収】 令和5年度（2023年度）製造分（黄色ラベル）（20缶/箱×1箱）	
⑧	液体ミルク		新規配備	

品目		7月	8月～9月	～年度末
生活用品				
⑨	アルミブランケット	有効活用不可	各拠点に配備されている老朽化が進んだアルミブランケットを更新します。	
⑩	カセットボンベ		新規配備	粉ミルクの調乳や哺乳瓶の煮沸など容易に行えるよう、各1セット配備します。
⑪	カセットコンロ			
⑫	なべ			

【令和6年度、地域防災拠点において有効活用可能なもの（5品目）】

（未使用分は、8月～9月の回収予定）

- 平成30（2018）年度製造 水缶・黄色ラベル
賞味期限：令和7（2025）年7月31日まで



- 令和元（2019）年度製造 保存パン・黒色ラベル
賞味期限：令和7（2025）年1月31日まで

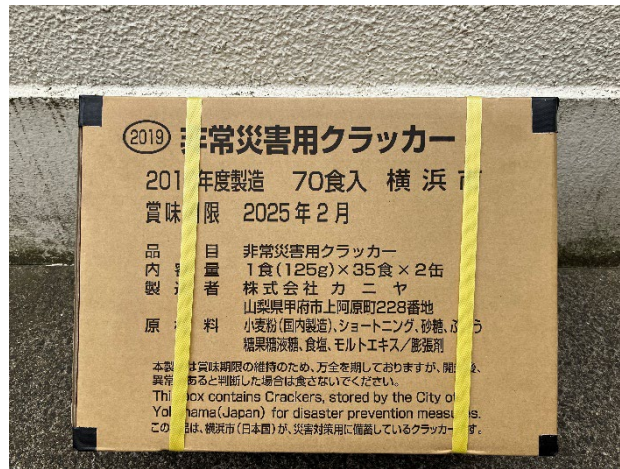


- 令和元（2019）年度製造 おかゆ・黒色ラベル
賞味期限：令和7（2025）年1月31日まで



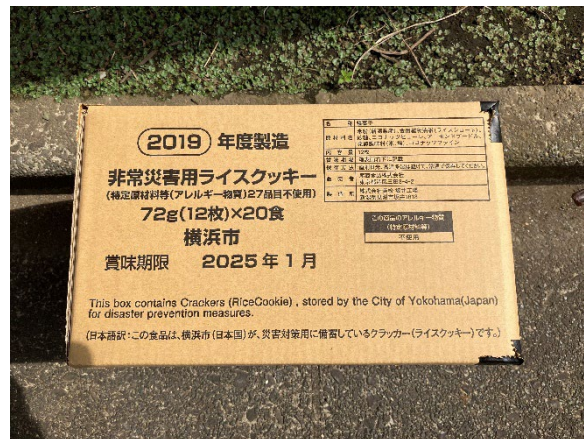
■ 令和元（2019）年度製造 クラッカー・**黒色ラベル**

賞味期限：令和7（2025）年1月31日または令和7（2025）年2月28日まで



■ 令和元（2019）年度製造 ライスクッキー・**黒色ラベル**

賞味期限：令和7（2025）年1月31日



【拠点では有効活用できないもの（8月～9月に回収予定）】

■ 令和元（2019）年度製造 スープ・**黒色ラベル**

賞味期限：令和6（2024）年7月まで



※有効活用不可

■ 令和2（2020）年度製造 スープ・**緑色ラベル**

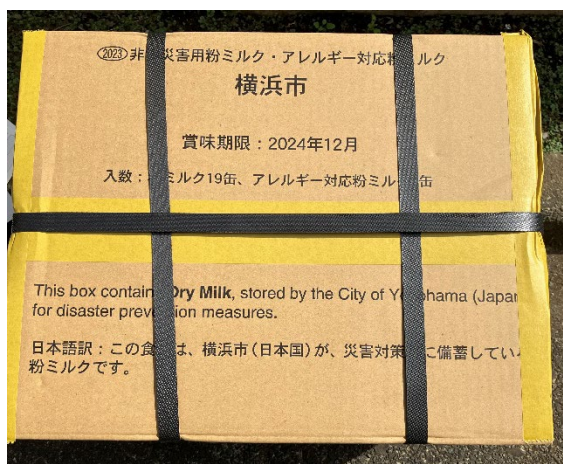
賞味期限：令和7（2025）年7月まで



※有効活用不可

■ 令和5年（2023）度製造 粉ミルク・**黄色ラベル**

賞味期限：令和6（2024）年12月まで



※有効活用不可

地域防災拠点運営委員長 各位

神奈川区総務課長
宍戸 史織

地域防災拠点における感染防止資器材の取扱い及び
段ボールベッド等の回収希望数調査について(依頼)

新緑の候 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日ごろから、横浜市政の推進にご理解・ご協力をいただきありがとうございます。

令和 2 年度に各地域防災拠点(以下「拠点」という。)に対して配布した、避難所運営用の「感染防止資器材」の取扱いについて周知させていただくとともに、受付用パーテーション、段ボール間仕切り及び段ボールベッド(以下「段ボールベッド等」という。)について、拠点における回収希望数の調査を行います。

1 感染防止資器材の取扱いについて

(1) 現状について

ア コンテナボックスで保管(計 2 箱)

非接触型体温計	3 本
腋下体温計	1 本
サージカルマスク	10 箱(500 枚)
小さめマスク	6 箱(300 枚)
フェイスシールド	30 枚
消毒液(ハイター)	10 本(6ℓ)

雑巾	10 枚
使い捨て手袋(100 枚入)	1,000 枚(10 袋)
養生テープ	10 個
ごみ袋(30L/45L)	各 2 袋(50 枚入)
泡ハンドソープ	10 本
ペーパータオル	10 袋

イ 資器材ごとに保管

受付用パーテーション	2 セット
アルコール消毒液	40 本(20ℓ)

段ボール間仕切り	2 セット
段ボールベッド	6 セット

(2) 今後の取扱いについて

ア 拠点において今後も備蓄する感染防止資器材

資器材	数量	理由(用途)
サージカルマスク	10 箱(500 枚)	飛沫防止のため
小さめマスク	6 箱(300 枚)	
消毒液(ハイター)	2 本(1.2ℓ)	施設消毒のため
雑巾	10 枚	
使い捨て手袋(100 枚入)	700 枚(7 袋)	施設消毒及び食事等配布のため(約一月分を想定)
泡ハンドソープ	10 本	
アルコール消毒液	40 本(20ℓ)	手指衛生のため
非接触型体温計	3 本	
腋下体温計	1 本	
		避難所で検温の必要性が出た場合のため

※引き続き備蓄をお願いする資器材の今後の更新の方向性については、決定次第お示しします。

イ ア以外の資器材について

「ア 拠点において今後も備蓄する感染防止資器材」で挙げた資器材以外は、避難所での感染症対策としての備蓄は不要としますので、各拠点で有効活用や廃棄をしていただくようお願いいたします。

ただし、感染症対策以外にも避難所の運営に役立つ資器材もありますので、必要性については各拠点で検討していただくようお願いいたします。

2 段ボールベッド等の回収希望数調査について

(1) 概要

総務局からの通知により、段ボールベッド等について、拠点での保管スペースなどを踏まえて回収することとしますので、回収希望数の調査を行います。

(2) 回収対象資器材

- ・受付パーテーション
- ・段ボールベッド間仕切り及び段ボールベッド

(3) 資器材回収の意向調査

段ボールベッド等を拠点に残すことを希望する場合には、令和6年7月22日（月）までに、別添「段ボールベッド等回収希望数調査票」を参与・参与補助者あてにご提出いただきますよう、ご協力をお願いいたします。

なお、拠点に残した資器材の更新・廃棄等は、全て各拠点でお願いすることになりますので、それを踏まえた検討をお願いします。残置希望数量をとりまとめる必要があることから、報告が無い場合は、全て回収として処理させていただきます。

(4) 回収時期

調査後の段ボールベッド等の回収時期は、別途お知らせします（8月～9月に実施予定の備蓄品の配送・回収とは別の時期となります。）

3 添付資料

- (1) 【参考資料1】感染防止資器材用コンテナボックスの整理の参考
- (2) 【参考資料2】段ボールベッド等写真

神 奈 川 区 総 務 課 担当：木和田、西山 TEL：045-411-7004 FAX：045-324-5904
--

令和6年 月 日

段ボールベッド等回収希望数調査票

受付用パーテーション、段ボール間仕切り及び段ボールベッドの回収希望数について、以下のとおり報告します。

- 拠点に配備されているもののうち、回収希望数を記載してください。
- 回収を希望しない又は拠点の置いていない場合には、「0」と回答してください。

・受付パーティション … セット

・ 段ボール間仕切り … セット

・ 段ボールベッド … セット

※ 回収した段ボールベッド等（拠点の備蓄庫以外に保管されているものも含む。）、については、発災時に、市内の被災状況を踏まえ、真に必要なと思われる拠点等に供給することを想定しています。

報告者

神奈川区 地域防災拠点運営委員会

担当：

【注意事項】

本調査票は、令和6年7月22日（月）までに、参与・参与補助者へご提出ください。

【参考資料1】感染防止資器材用コンテナボックスの整理の参考

【現在】

現在は、感染防止資器材をこのように、2つのコンテナボックスで保管しています。



(残す資器材)

資器材	数量
サージカルマスク	10箱
小さめマスク	6箱
消毒液(ハイター)	2本(1.2ℓ)
雑巾	10枚
使い捨て手袋	700枚 (100枚×7袋)
泡ハンドソープ	10本
アルコール消毒液	40本(20ℓ)
非接触型体温計	3本
腋下体温計	1本

避難所運営に使えるため残す資器材

【収納例】

2つのコンテナボックスは、結構場所を取るのですが、できれば1つのコンテナボックスに収めたい…。そこで、以下のように、収納すれば、必要なものは残して、1つのコンテナボックスに収納できます。

●ステップ1

1つのコンテナボックスを空にしてから、サージカルマスク10箱、小さめマスク6箱を端に積みます。



●ステップ2

中央にハンドソープ10本、消毒液2本、雑巾10枚、ゴミ袋30ℓ2袋、45ℓ2袋を整然と入れます。



●ステップ3

隙間に体温計各種、ハンドソープの上にペーパータオル7袋を乗せます。



●ステップ4

最後に、隙間に養生テープ(5本程度)を乗せれば、完成！



整理して、空いたコンテナボックスは、他の資機材の収納に使うなど、自由に使ってください！

【参考資料 2】 段ボールベッド等写真

・ 受付パーテーション

以下写真が「1セット」分になります。(1箱にパーテーション2枚梱包 = 1セットです。)



外箱写真



中身写真

・ 段ボール間仕切り

以下写真が「1セット」分になります。(間仕切り 10枚×3=30枚分で1セットです。)



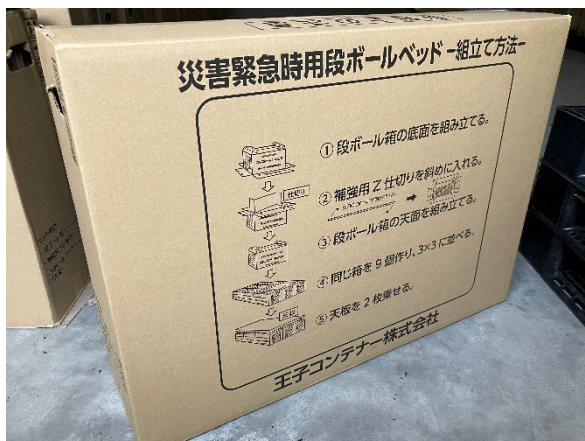
ビニール袋梱包時写真



開封時写真

・ 段ボールベッド

以下写真が「1セット」分になります。(1箱=1セットです。)



外箱写真 1



外箱写真 2

地域防災拠点におけるペット対策について

震災等の大規模災害が発生した時、地域防災拠点（以下「拠点」）へ犬猫等のペットを連れて避難してくる（同行避難と言います）避難者が一定の割合でいます。拠点は多くの被災者が避難生活を送る場所であり、円滑な運営を行う上でトラブル防止のためにあらかじめペット同行避難を想定した対策をとっておくことが大切です。

生活衛生課では、各拠点でのペット対策を進めていただくため、次のような支援を行っています。ご希望がありましたら、拠点参与または裏面のお問い合わせ先までご連絡ください。

1 地域防災拠点運営委員会での支援

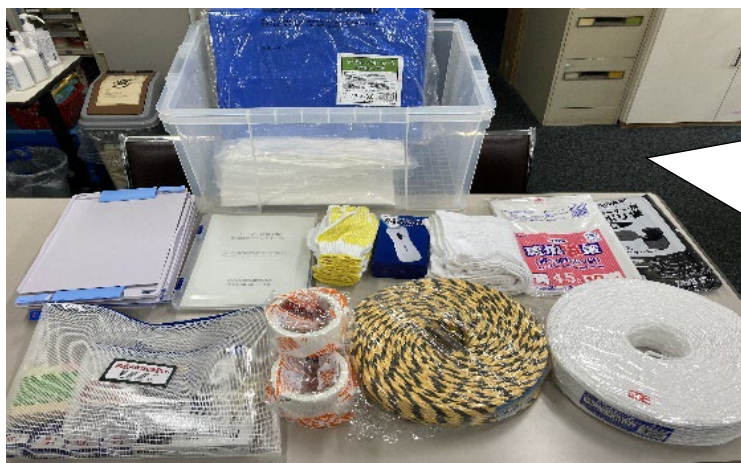
地域防災拠点運営委員会で「災害時のペット対策～ペットとの同行避難対応ガイドライン～」の説明を行います。

また、一時飼育場所の設定などのペット同行避難受入れに関する具体的なルールづくりのお手伝いをさせていただくとともに整備ができ次第、希望する拠点には「ペット同行避難スペース開設・避難受付スターターキット※」を配布します。



（※） ペット同行避難スペース開設・避難受付スターターキットとは

ペット同行避難の受付を円滑に進めるため、同行避難者受付用の様式や事務用品、予備のペットシートなど、開設時に取り急ぎ使う物品をセットにしたもの
セットの中には各拠点に合わせた開設・受付の手順書(ミッションカード)を同梱します



《スターターキット内容物》

- ・同行避難者用受付バインダー
- ・文房具
- ・区分け用ロープ
- ・ペットシート
- ・養生テープ
- ・ブルーシート
- ・懐中電灯
- など

2 地域防災拠点開設・運営訓練の支援

各拠点で行う開設・運営訓練の際に、次のような支援を行います。

- (支援例)・災害時のペット対策に関するパネル展示など
- ・ペット同行避難訓練の実施など



3 研修会等の実施

地域で開催する防災研修会等で、災害時のペット対策に関する啓発・講習を行います。

- (内容)・地域防災拠点でのペット一時飼育場所の検討について
- ・ペット同行避難訓練等の取組み事例について
- ・災害時に必要なペットのための日頃の備えやトレーニングについて

ペットの一時飼育場所設定の報告(お願い)

一時飼育場所を設定していない拠点について、令和6年度新たに設定された場合は、別紙の報告様式にて拠点参与を通じてご報告ください。

(※すでに一時飼育場所が設定されている場合も、どの場所に設定しているのかご報告いただきますようお願いいたします)

- ・報告期限：令和7年3月14日(金)まで
- ・報告様式：ペットの一時飼育場所等報告書(別紙)

ペットの一時飼育場所事例集について

具体的な設定場所の例や写真等を掲載しています。
検討の際にご活用ください。

- ◆ 動物飼育小屋の事例
- ◆ 校庭や校舎裏の事例

など



災害時ペットの
一時飼育場所設置事例集



【問い合わせ先】

横浜市神奈川福祉保健センター
生活衛生課 環境衛生係
山口、橋本、本橋
電話 411-7143 / FAX 411-7039

報告様式

ペットの一時飼育場所等報告書

年 月 日

(提出先) 各地域防災拠点参与

FAX

拠点名称 _____

御担当者 _____

御連絡先 _____

拠点でのペットの一時飼育場所を次の場所に設定しました。

ペットの一時飼育場所：

(図面や写真等場所が分かる資料の添付でも可)

相談事項、備考

報告期限 令和7年3月14日(金)

* 拠点参与の皆様は区総務課へ提出をお願いします。

地域防災拠点訓練での災害医療講話の実施について（依頼）

災害時、地域防災拠点に避難されてきた住民の中には、慣れない場所での生活でストレスや過労により、体調を崩してしまう方がいるかもしれません。

避難所で起こりやすい病気やその予防方法について、ご希望に応じて地域防災拠点訓練に合わせ講話を実施します。

周囲の高齢者や子どもなどに配慮し、助け合いながらできるだけ気持ちよく生活できる環境づくりにご活用ください。

1 災害医療の講話

(1) 主な内容

- ・災害時の緊急度・重症度に応じた医療機関の受診について
- ・治療されている方の場合の避難グッズの準備について（病気の名前のメモやお薬手帳など）
- ・避難所で起こりやすい病気とその予防について

(2) 実施の曜日・時間

- ・土曜日もしくは日曜日に実施します。
福祉保健課職員がおこないます。
- ※日曜日は神奈川区医師会のご協力を得て講話を行う場合もあります。
地域防災拠点訓練の中の20分間程度

(3) 実施会場

- ・体育館等

(4) 対象

- ・訓練参加者全員

(5) その他

- ・マイク等、事前に準備していただくものについてご相談させてください。
- ・実施していない拠点を優先に受付をさせていただきます。
- ・災害医療に関するご相談がある場合は、下記までお問い合わせください。

2 申込方法

7月19日（金）までに担当までご連絡ください。

※7月19日以降でご希望の拠点は実施日1カ月前までにご相談ください。

（医師会との調整が必要なためお時間をいただければと存じます）

担当：神奈川区福祉保健課

事業企画担当 野村 武山

電話 411-7136

FAX 316-7877

神 総 第 229 号
令和6年5月21日

地域防災拠点運営委員長 各位

神奈川区総務課長
宍戸 史織

令和6年度地域防災拠点運営委員初任者向け研修の出席について（依頼）

新緑の候 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日ごろから、横浜市政の推進にご理解・ご協力をいただきありがとうございます。

初めて地域防災拠点の運営に関わる方や経験の浅い方向けの研修を実施しますので、可能な範囲で参加をお願いします。

1 研修概要

神奈川区の被害想定や地域防災拠点の運営方法についての研修を行います。

2 申込方法

横浜市電子申請システム又は別添の参加申込書により、6月14日（金）までに申込みをお願いします。

3 日時・場所

6月23日（日）午前10時00分から午前11時30分まで 区役所本館 B1 階研究室

6月24日（月）午前10時00分から午前11時30分まで 区役所本館 B1 階研究室

※内容はどちらも同じです。いずれかに参加をお願いします。

神 奈 川 区 総 務 課 担当：木和田、西山 TEL：045-411-7004 FAX：045-324-5904
--

参加申込書

地域防災拠点運営委員初任者向け研修

初めて地域防災拠点の運営に係わる方や経験の浅い方向けの研修です。

地域防災拠点 _____ 学校 _____

申込者氏名 _____

電話番号 _____

参加する方の氏名	日時（場所）
	6月23日（日）午前10時00分～午前11時30分 （場所：本館B1階研究室） ※各拠点につき2名まで
	6月24日（月）午前10時00分～午前11時30分 （場所：本館B1階研究室） ※各拠点につき2名まで

提出締切 6月14日（金）

提出について

電子申請システム、FAX 又は郵送でお送りください。

F A X 045-324-5904

郵送先 〒221-0824

横浜市神奈川区広台太田町 3-8

神奈川区役所総務課 西山行



電子申請システム二次元コード

緊急時の誤情報によるトラブル

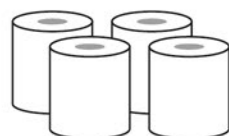


災害、感染症の流行等の緊急事態には様々な情報があふれ、中には悪意のあるその情報が含まれることもあります。
「正しい情報を適切に判断する能力」を身につけ、信ぴょう性の低い情報をうのみにしたり、むやみに発信したりしないように気をつけましょう。

CASE 1

誤情報の
ネット拡散

■新型コロナウイルス感染症の流行時には、不確かな情報の拡散により、在庫が十分にある物品（トイレトペーパー等）の買占めが起こるなどの混乱が発生しました。



緊急時に正しい情報を得るためのポイント！

- 災害が起こる前から**正しい情報を選ぶ習慣をつけましょう！**
- 緊急時には、いくつかの情報元から情報を集めて比較すること！
本や新聞など、ネット以外の発信元から情報を集めることも有効です。
- 情報が引用や伝聞だった場合は、**元の情報源を探して確認を！**
- 信用できる情報元からの情報か確認を！
- 情報が古いと、**現在とは状況が違うかもしれないので要注意！**
- 「分からないこと」は人に教えない、拡散しない！

緊急事態の発生時には混乱に乗じた様々な種類の消費生活トラブルが発生します。
おかしい?と思ったらすぐに周囲の人や、消費生活総合センターに相談しましょう！



相談窓口

不安に思った時やトラブルに遭ってしまったときはご相談ください！

横浜市消費生活総合センター TEL:045-845-6666

平日 9:00~18:00

土・日 9:00~16:45

横浜市消費生活総合センター



横浜市経済局消費経済課 令和5年11月発行



本リーフレットの
PDFデータはこちら



横浜市消費生活
総合センター

！
緊急事態に
備える

消費生活トラブルから
身を守るための

チェックポイント



台風で
家の屋根が壊れた！
修理したいの
けど…



SNSで品薄の
商品情報が
拡散されているけど、
本当なの？



役所から
電話があったけど、
給付金がもらえるって
本当なの？

Check!

地震・風水害、感染症の流行… いつ起こるか分からない緊急事態。
あなたを狙うこんなトラブルにご注意ください！

地震・風水害時の消費生活トラブル

地震・風水害などの災害時には、住宅等の修理に関するトラブルが寄せられる傾向にあります。



CASE 1

料金
トラブル

■災害で壊れた屋根の工事をしないと、点検に来た業者に勧誘されて契約したが、高額なので解約したい。クーリング・オフできるか？



トラブルに遭わないためのポイント！

- 「今修理しないと大変なことになる」など、不安をあおる勧誘を受けても、**その場で契約しない！**
- 周囲の人に相談して、**契約は慎重に！**
- 複数の業者から見積りを取り、費用・工期・業者の信頼性などを**十分に確認！**



CASE 2

保険に関する
トラブル

■保険金申請代行業者が訪問し、台風や大雨で被害を受けたことにして保険金を請求できると勧誘されたが、契約して問題ないか？



トラブルに遭わないためのポイント！

- 保険による補償ができるかは契約の内容によるため、契約書を確認し、ご自身で問合せを。**災害が起こる前に契約内容を確認！**
- うその理由で保険金請求がされると**詐欺に加担すること！**
- 成功報酬として、**事前に説明のない多額の手数料等を請求する悪質な業者がみられます。**
「保険の申請をサポートする」などと**勧誘されたら要注意！**



感染症流行時の消費生活トラブル

新型コロナウイルス感染症の感染拡大時には、消費者の不安につけ込んだ様々なトラブルが発生しました。



CASE 1

送り付け商法
による
トラブル

■「マスク5枚」と書いてある荷物が届いた。手紙や注文書、請求書等が入っていなかった。マスクが手に入らないので使いたい気持ちはあるが不審である。注文した覚えはなく、全く心当たりがない。今後請求されるか？



トラブルに遭わないためのポイント！

- 身に覚えがない商品が届いたときは、**まずは発送元を確認！**
- 一方的に商品を送り付けられた場合は、**送り付けられた商品を直ちに処分することが可能。代金の支払い義務はありません！**



CASE 2

なりすまし
による
トラブル

■市のコロナ対策室の職員を名乗る者から、「助成金を配布している。銀行口座に振り込みますので口座番号を教えてください。」という電話がかかってきた。不審だ。



トラブルに遭わないためのポイント！

- 市役所などの公的機関や金融機関、携帯電話会社などになりすまして、個人情報や口座情報を詐取しようとする事案が後を絶ちません。**電話やメール、訪問等で口座情報や暗証番号を尋ねたり、キャッシュカードや通帳を送るように指示されたりした場合は、相手方の所属や氏名、連絡先などを確認し、その行政機関や企業等に直接確認を！**

